

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）
の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

○児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）

※本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととする。ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

※補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部）とする。なお、申請は設置校ごとに行うものとする。

※補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和3年3月31日付け2高私助第44号）及び補助金交付要綱を十分にご確認ください。

2 提出書類

- (1) 事業計画一覧（別紙1）
- (2) 計画調書（様式1）
- (3) 採択理由書（様式2）
- (4) 私立学校情報機器整備費に係る確認事項（様式3）
- (5) 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（見積依頼にあたっての仕様書含む）
- (6) その他参考となる資料（任意）

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和3年4月23日(金)【厳守】

(2) 提出方法

①上記2に記載の提出書類一式(紙媒体)を原則郵送により提出(部数:2部)

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1)から(6)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②上記2に記載の提出書類(1)については、提出方法①に加え、電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金(端末)計画調書の提出について」としてください。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

①計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。

②提出書類(5)において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。

③購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。

④過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyouwiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 井上、吉田

電話: 06-6941-0351 (内線4852) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail: shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための情報機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・GIGAスクールサポーター配置促進事業・私立学校入出力支援装置購入事業）の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

- ①家庭学習のための情報機器整備支援事業
- ②学校からの遠隔学習機能の強化事業
- ③GIGAスクールサポーター配置促進事業
- ④私立学校入出力支援装置購入事業（府内での対象校が無いため参考送付となります）

※本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）及び「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととする。ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

※本事業の申請は、学校法人が設置する学校ごとに行うものとし、一つの学校が上記①から④の複数の事業に申請することも可能とする。

※補助対象学校種、補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和3年3月31日付け2高私助第45号）及び補助金交付要綱を十分にご確認ください。

2 提出書類

- (1) 事業計画一覧（別紙1）
- (2) 計画調書（様式1）
- (3) 採択理由書（様式2）
- (4) 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（見積依頼にあたっての仕様書含む）
- (5) その他参考となる資料（任意）

※上記1に記載の「③GIGAスクールサポーター配置促進事業」については、提出書類（3）及び（4）の提出は不要です。

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和3年4月23日(金)【厳守】

(2) 提出方法

①上記2に記載の提出書類一式(紙媒体)を原則郵送により提出(部数:2部)

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1)から(5)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②上記2に記載の提出書類(1)については、提出方法①に加え、電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金(端末以外)計画調書の提出について」としてください。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

(電子メール) shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

①計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。

②提出書類(4)において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。

③購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。

④過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyou시키.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 井上、吉田

電話: 06-6941-0351 (内線4852) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail: shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階））
の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

○児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）

※本事業は「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととする。ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

※補助対象とできる学習者用コンピュータの整備台数の上限は、当該学校における「私立高等学校等奨学のための給付金」（以下、高校生等奨学給付金（特別教育就学奨励費（第1段階の支弁区分に限る）を含む）という。）の受給人数（見込み人数を含む）までとする。

ただし、自都道府県外の受給人数について、学校での把握が困難な場合は、以下の提出書類（2）及び（3）に基づき、文部科学省が各都道府県に当該人数を照会し、該当があれば、その人数を補助対象整備台数に加算できるものとする。

※提出書類の作成にあたっては、提出書類（2）において、生徒数及び高校生等奨学給付金の受給者数の基準年度を選択する必要があります。このとき、令和2年度を選択した場合は令和3年3月31日時点、令和3年度を選択した場合は令和3年5月1日時点の生徒数及び受給者数（見込み人数を含む）を記載するようにしてください。

※補助対象経費、補助率及び補助算定の考え方等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和3年4月14日付け3高私助第2号）及び補助金交付要綱を十分にご確認ください。

2 提出書類

- (1) 事業計画一覧（別紙1）
- (2) 計画調書（様式1）
- (3) 自都道府県外の高校生等奨学給付金受給者数を把握できていない場合（様式1－2）
- (4) 採択理由書（様式2）
- (5) 私立学校情報機器整備費に係る確認事項（様式3）
- (6) 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（見積依頼にあたっての仕様書含む）
- (7) その他参考となる資料（任意）

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和3年5月14日（金）17時【厳守】

(2) 提出方法

①上記2に記載の提出書類一式（紙媒体）を原則郵送により提出（部数：2部）

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1) から (7) の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②上記2に記載の提出書類（1）については、提出方法①に加え、電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金（高校端末）計画調書の提出について」としてください。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

（郵送）〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

（電子メール）shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

- ①計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
- ②提出書類（6）において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。
- ③購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。
- ④過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyouyosiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 井上、吉田

電 話：06-6941-0351（内線4852）／06-6210-9274（直通）

E-mail：shigakudai.gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp